

「サイバー事故原因究明調査における事業者の対応例等」説明会

2025.7.18(金)
大阪合同庁舎第1号館にて開催

工場やプラントのセキュリティ対策は万全ですか？

「高圧ガス保安法等の一部改正」(2023年12月21日施行)により、工場、プラント又はガスの供給システム等でサイバーセキュリティに関する事故等が起こった際の対応手順が変更になりました。

海外で発生しているサイバー事例や、今後日本で懸念されている産業保安関連施設へのサイバー攻撃等を中心に、サイバー事故が疑われたらどう対応すべきか解説します。

併せて、経済産業省が実施する情報セキュリティ施策もご紹介します。
ぜひ自社のセキュリティ対策に役立ててください。



開催日時

2025年7月18日(金) 14:30-15:30 (受付 14:00)

会場

大阪合同庁舎第1号館 第2別館 3階
ミーティングルームB

プログラム

1. 法改正について
2. 海外事例や制御セキュリティで対策すべきこと
(IPA産業セキュリティセンター 松田 圭介)
3. 情報セキュリティ施策
(近畿経済産業局 地域経済部 次世代産業・情報政策課 中村 祐介)

申込方法

下記URLまたはQRコードよりお申込みください。
<https://forms.office.com/r/dRLQnFkSu4>

申込締切: 2025年7月11日(金)

定員 : 35名 ※先着順



会場へのアクセス

大阪合同庁舎第1号館
(大阪府大阪市中央区大手前1-5-44)
大阪メトロ谷町線 天満橋駅より徒歩5分



お問い合わせ

IPA産業サイバーセキュリティセンター調査分析部
キャラバンセミナー担当
<https://forms.office.com/r/3mXdDgZNbq>

